

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふぐの処理等の規制に関する条例(令和3年宮城県条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(販売の禁止の適用除外)

第2条 条例第3条ただし書の規則で定める者は、ふぐの卸売業者とする。

(免許を与えられる者)

第3条 条例第5条第1項第2号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 他の都道府県等において実施されるふぐ処理者試験と同等以上の試験(以下「同等以上の試験」という。)に合格した者
- (2) 前号に掲げる者に準ずる者
(令6規則104・全改)

(免許の申請)

第4条 条例第5条第2項の規定による免許の申請は、ふぐ処理者免許申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) ふぐ処理者試験に合格したことを証する書類(条例第5条第1項第2号に掲げる者にあつては、他の都道府県等でふぐの処理に関する免許若しくは認定等を受けている旨を証する書類の写し又は同等以上の試験に合格したことを証する書類)
- (2) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)
- (3) 精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(令6規則104・一部改正)

(心身の障害によりふぐ処理者の業務を適正に行うことができない者)

第5条 条例第7条第2号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりふぐ処理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(障害を補う手段等の考慮)

第6条 知事は、免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を補う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(ふぐ処理者名簿)

第7条 条例第8条第1項のふぐ処理者名簿は、ふぐ処理者名簿(様式第2号)によるものとする。

(免許証)

第8条 条例第8条第3項の免許証は、ふぐ処理者免許証(様式第3号)によるものとする。

(名簿の訂正の申請)

第9条 条例第10条第2項の申請書は、ふぐ処理者名簿訂正申請書(様式第4号)によるものとする。

(登録の消除の申請)

第10条 条例第11条第1項の申請書は、ふぐ処理者名簿登録消除申請書(様式第5号)によるものとする。

(書換え交付の申請)

第11条 条例第12条第2項の申請書は、ふぐ処理者免許証書換え交付申請書(様式第6号)によるものとする。

(再交付の申請)

第12条 条例第13条第2項の申請書は、ふぐ処理者免許証再交付申請書(様式第7号)によるものとする。

(試験の方法)

第13条 条例第17条第1項に規定するふぐ処理者試験(以下「試験」という。)は、学科試験及び実技試験により行う。

2 試験の科目は、次のとおりとする。

- (1) 学科試験
 - ア 水産食品の衛生に関する知識
 - イ ふぐに関する一般知識
- (2) 実技試験 ふぐの処理に関する技術

3 実技試験は、学科試験に合格した者に限り、受けることができる。

4 学科試験に合格した者に対しては、学科試験に合格した年度の翌々年度の3月31日までに行われる試験の学科試験を免除する。

(試験の公告)

第14条 知事は、試験を行おうとするときは、その場所、期日、受験願書の提出期日その他試験に必要な事項をあらかじめ公告する。

(受験願書等)

第15条 試験を受けようとする者は、ふぐ処理者試験受験願書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
- (2) 条例第18条に該当する者であることを証する書類

2 前項の場合において、第13条第4項の規定により学科試験の免除を受けようとする者は、前項第2号に掲げる書類に代えて、学科試験に合格したことを証する書類を添付しなければならない。

3 知事は、第1項のふぐ処理者試験受験願書を受理したときは、当該ふぐ処理者試験受験願書を提出した者に受験票を交付するものとする。

(合格証書の交付)

第16条 知事は、試験に合格した者に、ふぐ処理者試験合格証書(様式第9号)を交付する。

2 知事は、学科試験のみに合格した者に、ふぐ処理者試験学科試験合格証明書(様式第10号)を交付する。

(身分証明書)

第17条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令(平成21年／内閣府／厚生労働省／令第7号)第3条第2項に規定する食品衛生監視員の証とする。

(書類の経由)

第18条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出する者の住所地を所管する保健所長を経由するものとする。ただし、仙台市又は県外の区域に住所を有する者が提出する書類については、この限りでない。

(手数料の納付方法)

第19条 条例第26条第2項の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 現金による方法
- (2) 知事の発行する納入通知書による方法
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定により指定納付受託者(同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する方法
(令7規則29・追加、令7規則127・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(条例の施行の際現にふぐの処理の業務に従事している者)

- 2 条例附則第2項の条例の施行の際現にふぐの処理の業務に従事している者であって規則で定めるものは、令和3年5月31日において現に県のふぐの取扱いに関する指導要綱(昭和59年8月20日施行)第9第1項又は第9の2第2項の規定によりふぐ取扱者名簿に登録されているふぐ取扱者(調理・加工・販売の区分に限る。)及び仙台市のふぐの取扱いに関する指導要綱(昭和59年7月1日施行)第9又は第9の2第2項の規定によりふぐ取扱者名簿に登録されているふぐ取扱者(調理・加工・販売の区分に限る。)とする。
(令4規則88・一部改正)
(国民学校の高等科を修了した者等と同等以上の学力があると認められる者)
- 3 条例附則第3項に規定する国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の2年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。
(1) 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
(2) 旧盲学校及聾唖学校令(大正12年勅令第375号)によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
(3) 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
(4) 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による青年学校の普通科の課程を修了した者
(5) 内地以外の地域に於ける学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程(昭和18年文部省令第63号)第1条から第3条まで及び第7条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校の2年の課程を終わった者又は第3号に掲げる者との同一の取扱いを受ける者
(6) 前各号に掲げる者のほか、知事において試験の受験に関し国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の2年の課程を修了した者とおおむね同等の学力を有すると認定した者
- 様式第1号(第4条関係)
(令6規則104・令7規則127・一部改正)

様式第1号(第4条関係)

手数料欄

ふぐ処理者免許申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
氏 名
連 絡 先 ()

下記によりふぐ処理者の免許を受けたいので、ふぐの処理等の規制に関する条例第5条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 本籍地都道府県名
(日本の国籍を有しない者については、その国籍)
氏 名
生 年 月 日 年 月 日生
性 別
旧姓等併記希望 有 ・ 無
旧姓又は通称名

2 都道府県知事
市 長 実施ふぐの処理に関する試験合格
区 長
試験合格の年月日 年 月 日

3 都道府県知事
市 長 ふぐ処理者の免許・認定等
区 長
免許・認定等番号 第 号
免許・認定等年月日 年 月 日

4 ふぐの処理等の規制に関する条例第6条に規定する免許等の取消処分を受けたことはありません。
(あるときは、処分都道府県知事等名、処分年月日及び処分を受けた理由)

(備考)

1 添付書類

- (1) ふぐ処理者試験に合格したことを証する書類(条例第5条第1項第2号に掲げる者にあつては、他の都道府県等でふぐの処理に関する免許若しくは認定等を受けている旨を証する書類の写し又は同等以上の試験に合格したことを証する書類)
 - (2) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)
 - (3) 精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書
- 2 記載事項3については、条例第5条第1項第2号に掲げる者(他の都道府県等で免許等を受けている者)のみが記入すること。

様式第2号(第7条関係)

(令6規則104・一部改正)

様式第2号(第7条関係)

ふぐ処理者名簿

登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	
本 籍 地 都 道 府 県 名 (日本の国籍を有しない者については、その国籍)			
氏 名 (旧姓又は通称名)		性 別 生 年 月 日	年 月 日
免許取消年月日と そ の 理 由			
名簿訂正年月日と そ の 理 由			
免許証書換え交付 年月日とその理由			
免許証再交付年月日 と そ の 理 由			
登録の消除年月日と そ の 理 由			
摘 要			

様式第3号(第8条関係)

ふぐ処理者免許証

本籍地

氏名

年 月 日生

ふぐの処理等の規制に関する条例(令和3年宮城県条例第18号)によりふぐ処理者の免許を与える。

よって、この証を交付する。

年 月 日

宮城県知事

印

ふぐ処理者名簿登録番号 第 号

(備考) 免許の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

様式第4号(第9条関係)

ふぐ処理者名簿訂正申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
氏 名
連 絡 先 ()

下記のとおりふぐ処理者名簿を訂正されたいので、ふぐの処理等の規制に関する条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 登録番号及び登録年月日

登 録 番 号 第 号
登 録 年 月 日 年 月 日

2 変更のあった事項

変 更 後
変 更 前

3 変更の理由及び年月日

変 更 理 由
変 更 年 月 日 年 月 日

(備考)

添付書類

- (1) 変更事項が確認できる戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し等
- (2) 免許証へ旧姓又は通称名併記の追加、変更を希望する場合は、その事実を証する書類(戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し等)

様式第5号(第10条関係)

ふぐ処理者名簿登録消除申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
氏 名
(届出義務者)
連 絡 先 ()

下記のとおりふぐ処理者名簿の登録を消除されたいので、ふぐの処理等の規制に関する
条例第11条第1項又は第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 消除する者

本籍地都道府県名
(日本の国籍を有しない者については、その国籍)

氏 名
生 年 月 日 年 月 日生
性 別
登 録 番 号 第 号
登 録 年 月 日 年 月 日

2 登録消除の理由

(備考)
添付書類 ふぐ処理者免許証

手数料欄

ふぐ処理者免許証書換え交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
氏 名
連 絡 先 ()

下記のとおり免許証の書換え交付を受けたいので、ふぐの処理等の規制に関する条例第12条第1項の規定により、ふぐ処理者免許証を添えて申請します。

記

1 登録番号及び登録年月日

登 録 番 号 第 号
登 録 年 月 日 年 月 日

2 変更のあった事項

変 更 後
変 更 前

3 変更の理由

(備考)
添付書類 ふぐ処理者免許証

手数料欄

ふぐ処理者免許証再交付申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

住 所

氏 名

連 絡 先 ()

下記によりふぐ処理者免許証の再交付を受けたいので、ふぐの処理等の規制に関する条例第13条第1項の規定により、申請します。

記

1 登録番号及び登録年月日

登 録 番 号 第 号
登 録 年 月 日 年 月 日

2 再交付申請の理由

(備考) 免許証を破り、又は汚した場合には、その免許証を添付すること。

手数料欄

ふぐ処理者試験受験願書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日 生
連 絡 先 ()
学科試験合格の年月日 年 月 日

ふぐ処理者試験を受けたいので、ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則第15条第1項及び第2項の規定により、関係書類を添えて出願します。

(備考)

- 1 添付書類
- (1) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者に該当することを証する書類
 - (3) 学科試験の免除を受けようとする者については、(2)の添付書類に代えて、学科試験に合格したことを証する書類
- 2 学科試験合格の年月日は、学科試験の免除を受けようとする者のみが記入すること。

様式第9号(第16条関係)

ふぐ処理者試験合格証書

合格 第 号
氏 名
年 月 日 生

年度実施のふぐ処理者試験に合格したことを証する。

年 月 日

宮城県知事



様式第10号(第16条関係)
ふぐ処理者試験学科試験合格証明書

合格 第 号
氏 名
年 月 日 生

年度実施のふぐ処理者試験の学科試験に合格したことを証する。

年 月 日

宮城県知事 

附 則(令和4年規則第88号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、令和3年6月1日から適用する。

附 則(令和6年規則第104号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前のふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後のふぐの処理等の規制に関する条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則(令和7年規則第29号)

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第127号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第3条、第5条、第7条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条から第26条まで、第28条、第32条、第34条、第35条、第39条、第40条、第45条及び第47条(以下これらを「各規則」という。)の規定による改正前の各規則の規定により提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定により提出等された申請書等とみなす。
- 3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。